

6 総第 480 号
令和 6 年 9 月 10 日

安曇野市監査委員 各位

安曇野市長 太田 寛

令和 5 年度安曇野市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金の運用状況
審査意見書への対応について（報告）

令和 6 年 8 月 6 日付で提出のあった標記の件について、別添のとおり対応がまとまりましたので報告します。

令和5年度決算審査意見書等への対応

令和5年度 安曇野市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金の運用状況審査意見書

項目	指摘・要望事項等	対応等(※要望等に対する将来の見通し、そのための対応策)	所管課
P 5 1 税・料金等の収入未済額の縮減について	収納率について、地方税滞納整理機構と連携し、収入未済額の縮減に向けた徴収事務を続けていただきたい。 不納欠損は経済状況や社会情勢等の要因により変化・変動しますが、少ない方が理想的ではありますが、適正・公平な課税徴収の観点から、不納欠損処分については慎重かつ厳正な取扱いに努めてください。	滞納整理に当たっては、収入未済額の縮減に向けて一層の収入確保に努めてまいります。 また、長野県地方税滞納整理機構への移管により徴収困難案件についても効果的、効率的な徴収体制を強化します。不納欠損処分については、徹底した財産調査や折衝により滞納者の資力や担税力を的確に見極めたうえで、法令等に基づき慎重かつ厳正に取扱ってまいります。	収納課
P 5 2 自動車運転免許証等の確認について	職員課への聞き取りでは、令和5年度定期監査の意見により、令和6年5月に職員の自動車運転免許等（運転免許、車検、保険加入）の確認を実施し、運転免許等に係る重大な不備はありませんでした。当該確認は、有効期間の経過による無免許運転等を防止する観点から、毎年度一定時点において実施するよう要望します。	運転免許証等の確認は、今後も毎年度実施してまいります。	職員課
P 5 3 随意契約の理由等について	決算審査調書の「随意契約の理由等」の記載内容に曖昧で曲解される表現が見受けられます。 随意契約はあくまで例外的な契約方法であることを念頭に入れ、情報公開に耐えうる誰でも理解し納得できる端的かつ明確な理由の記載とチェック機能の強化を要望します。	随意契約の理由については、担当者において、理由をわかりやすく簡潔に記載するとともに、担当係長・課長はガイドラインと照らし合わせて、その理由に対し責任をもって決裁するよう引き続き周知徹底に努めてまいります。	契約検査課
P 5 4 内部統制について	地方自治法第150条第2項に基づく、事務の適正な管理及び執行に向けた体制整備である、いわゆる「内部統制」を令和6年度から運用開始しています。 リスクの識別にあたっては、支払い遅延や犬の登録漏れ等の過去の不適切事案及び出先での現金回収等、不正リスクが推定^{※1}される事項等を勘案のうえ、網羅的・具体的に示すことが肝要です。またリスク対応策については、委員会による検証が可能な水準に至るまで、手法や実施者を具体的に示す必要があります。なお、漠然としたリスク識別や曖昧な対応策は業務量を増やすことに繋がりますので、効率的な事務処理の妨げにならないよう留意すること	内部統制の実施に当たっては、事務を増加させるだけの取組を安易に実施しないことを周知し、リスクを最小限のものとするための具体的な「リスク予防・対応策」を策定するよう各部局に依頼をしました。 今後、監査委員各位よりいただいたご指摘に沿って見直しを行っていくとともに、部局モニタリングの実施や年度末評価等を実施していく中で、現行の手法にとらわれず、常に課題等を見つけ修正を行っていくことで、環境の変化等に対応できる制度設計となるよう努めていきたいと考えております。	総務課

	も重要です。 当制度の運用にあたっては、環境の変化等へ柔軟に対応できるよう、随時に見直しできる体制を構築していくことが好ましいと考えます。		
P 6 5 南部総合公園 スケートボードひろばについて	当施設は既存の施設にバンク（障害物）を新設し、令和6年4月にリニューアルオープンしています。 安全面については、場内の表示物に「(運営者は) 事故等について一切の責任を負わない」等、自己責任による施設利用である旨を表記して利用者の注意を喚起しています。 当施設の規模で同時滑走すると3名程度が限界であるとの指摘、また接触事故が多発しているとの「市民の声」が寄せられています。 事業者である市としては、賠償責任の如何を問わず、利用者のモラルや自己責任で賄えない部分について研究し、安全対策に万全を期すことを要望します。	施設の運用及び安全面については、原則として自己責任による利用としています。 リニューアルオープン当初に、市民1人の方から安全対策に関する意見のメールがありましたが、現在は、複数人が滑走する場合でも、利用者同士がマナーやモラルを守り譲り合いながら利用しているため、施設自体や利用方法に関する苦情等の報告は受けておりません。 利用者のモラルが安全面に大きく影響するスポーツであり、引き続き看板による注意喚起とともに、利用者や関係者等からの意見を聞きながら安全対策に努めています。 今後、利用者のモラルが悪化し危険な状況が懸念される場合は、狭さやルール等を要因とする問題を回避するために、利用人数や時間制限等により安全対策を強化することも検討します。	スポーツ推進課

6経第 522 号
令和6年 9 月 10 日

安曇野市監査委員 各位

上下水道部長 丸山 一弘

令和5年度安曇野市公営企業会計審査意見書への対応について(報告)

令和6年8月6日付で提出のあった標記の件について、別添のとおり対応がまとまりましたので報告します。

令和5年度 安曇野市公営企業会計決算審査意見書等への対応について（報告）

1. 令和5年度 安曇野市公営企業会計決算審査意見書

項目	指摘・要望事項等	対応等（※要望等に対する将来の見通し、そのための対応策）	所管課
(1) 安曇野市 水道事業 会計 P16 5 むす び	収入未済額に関しては4,084万5千円で前年度より330万5千円減少しました。今後とも税等の関係部局また、料金徴収委託業者との連携のもと適切な対応によって未収金を縮減するよう要望します。	関係部局、料金徴収委託業者と連携し、引き続き未収金の縮減に努めます。 現年度分は滞納初期段階で給水停止予告及び催告を行い、催告でも応じない未納者に対しては給水停止を執行します。 滞納繰越分は料金徴収委託業者と滞納整理会議を行い、各滞納者に対して方針を決定し、催告に応じない滞納者に対しては所在等の調査を行い、支払督促等の法的措置を行います。	経営管理課
	令和5年4月に未納料金全額を納入したのにも関わらず70日間の給水を再開せず放置した事案があり、以後十分注意するよう指導しました。今後同様の事態が発生しないよう要望します。	過去に執行した給水停止結果一覧で収納状況等をチェックし、未納料金のない方の未開栓が発生しないよう、市が最終確認をする体制にしました。 委託業者には、業務全般についていま一度基本に立ち返り、社内外の研修やミーティング等により、今回のような事案を再発させないよう指導しました。 今回の事案については、絶対にあってはならないこととありますので、委託業者への管理監督を今以上に徹底し、再発防止に努めてまいります。	経営管理課
	令和5年3月に改定された第2次安曇野市水道ビジョンでは有収率の目標を令和9年度までに85.4%としています。当年度は77.1%と前年度より2.5ポイント下降しています。能登半島地震では水道管のずれが生じたことが原因で、漏水が発生したとお聞きしました。 今後も目標達成に向けて更なる老朽管の布設替工事、漏水調査による修繕工事の実進を進め、有収率の改善を図ることを要望します。	有収率は4年度上昇させることが出来ましたが、当年度は再び下降し、目標には差があります。これは、各地域の管路の老朽化が進んでおり、漏水が発生しているため有収率が伸び悩んでいるものと考えられます。 引続き第2次安曇野市水道ビジョンに基づき、計画的に漏水が多発している老朽管の布設替工事を実施、また有収率の低い地域を中心に、漏水調査により漏水箇所を特定し修繕を行い、目標達成に向け有収率の向上に努めます。	上水道課

(2) 安曇野市 下水道事業会計 P29 5 むす び	当年度末の水洗化人口は7万7,677人で前年度より351人減少しましたが、年間総有収水量は858万7,879 m³で前年度より12万9,224 m³増加しました。また、普及率は92.0%となっています。水洗化率は88.0%で前年度と同様であるものの、他自治体に比べるとまだ低い水準であるため更なる改善が必要です。	下水道未接続者の傾向としては、高齢者のみの世帯また、浄化槽が設置され既に水洗化されている世帯が大半を占めていると考えられます。 未接続者に対して下水道接続への理解を促すダイレクトメールの送付により水洗化率の向上に取り組みます。	下水道課
	下水道使用料等の収入未済額は7,306万9千円であり前年度より417万2千円減少しました。受益者負担金の収入未済額は2,379万1千円であり前年度より478万7千円減少しました。今後とも税等の関係部局、また料金徴収委託業者との連携のもと適切な対応によって未収金を縮減するよう要望します。	関係部局、料金徴収委託業者と連携し、引き続き未収金の縮減に努めます。 現年度分は、水道料金と併せた滞納整理が効果的であるため、訪問及び電話による折衝並びに催告書の送付にて収納につなげます。 滞納繰越分は、水道料金と同様、料金徴収委託業者と滞納整理会議を行い、各滞納者に対して方針を決め、催告に応じない滞納者に対しては所在及び財産等を調査し、滞納処分を執行します。 受益者負担金は訪問による集金及び折衝を行い収納に努め、催告に応じない滞納者の所在及び財産等を調査し、滞納処分を執行します。	経営管理課
	また、平成28年4月より地方公営企業法の全部を適用し、企業会計制度に基づく経理に切替え下水道事業の運営が行われています。企業債については計画どおり償還されています。水洗化率の向上などの課題はありますが、令和4年3月に改定した経営戦略に基づき、健全な運営を続けていただきますよう要望します。	下水道事業の運営につきましては、平成28年4月から特別会計から公営企業会計に移行して、運営しているところです。経理においては、地方公営企業法に基づき、財務諸表の作成等を通じて、中長期的な視点に立った計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に今後も取り組んでまいります。また、「安曇野市下水道事業経営戦略」に基づき、市民の生活環境の向上及び公共用水域の水質の保全を図ることを目的に、健全な運営を続けるよう今後も努めてまいります。	経営管理課